

農業だより

農地の転用・売買・賃借等の申請締切日について

以前よりお知らせのとおり、農地台帳管理システムの変更による事務の見直しに伴い本年11月より、これまで総会当月の10日としてきた権利移動に係る申請締切日を開催月の前月末日に変更し、あわせて、受付期間を月末の10日間に設定させて頂いております。

ただし、各種申請に係るご相談は随時お受していますので農業委員会までお問い合わせ願います。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買や賃借をする場合の、農用地利用集積計画(農地中間管理事業を除く)に関する手続きについては、下記のとおりとなっております。

来作に向けた新規の権利設定は1月末までにお申し出ください。

なお、令和7年4月以降は集積計画に代わる促進計画による権利設定となる予定です。詳細は追ってお知らせします。

(具体的なスケジュール)申請は随時受付

申請締切日	1月末	7月末	9月末	11月末
農業委員会による利用調整	2月	8月	10月	12月
集積計画書の作成	3月	9月	11月	1月
総会の開催	4月	10月	12月	2月
公告日 (権利移転日は対価の支払い 期限日を基本)	4月末	10月末	12月末	2月末

お問い合わせ先 新庄市農業委員会事務局 0233-29-5839



化学肥料低減定着対策事業のおしらせ

～国内資源活用肥料の利用拡大支援～

肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の皆様の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた「国内資源活用肥料の利用拡大」を支援する対策を実施します。

■取組内容 肥料の販売を行う事業者が、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料を新庄市の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援します。

■対象肥料 鶏糞ペレット

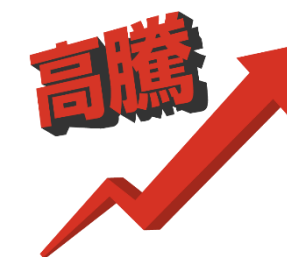
■交付対象者 対象肥料の販売を行う事業者
(農業者へは販売事業者からの還付等となります。)

■交付単価 200円以内/20kg
(申請数量におおじて単価が変動します。)

■対象期間 令和5年6月から令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和6年3月末日までに納品するものが対象となります。

■申込方法 農業者は販売事業者へ直接肥料購入申し込みして下さい。

■申込期限 令和6年1月31日(水)



【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業振興室 29-5836(直通)

GAP 基礎研修会開催のお知らせ

山形県農業技術環境課より、下記の内容で「GAP 基礎研修会」を開催する旨の通知がありました。

「GAP」とは、持続可能な農業のための適正な実践のことであり、山形県においても「やまがたGAP」として普及を推進しています。

山形県におけるGAPの取組をさらに推進するため、生産者や流通関係者等がGAPに関する基礎的な知識の習得を目的としての研修会が開催されます。

○日時・会場等

日 時	会 場
令和6年2月8日(木) 午前10時～午前12時	新庄市民プラザ大ホール 新庄市大手町1-60

※駐車場が満車の場合は、新庄市民文化会館の駐車場をご利用ください。

○研修内容

「GAP概論～持続可能な農業のための適正な実践と推進のための基礎～
～GAPは生産者と消費者を信頼で結ぶ懸け橋～」

講 師： 藤井 淳生(ふじい あつお) 氏
(安心農業株式会社代表取締役、JGAP上級審査員)

対 象： 生産者、JA、市場・流通関係者

※会場の収容人数に限りがございますので、参加者を調整させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

○参加申込み

令和6年1月15日(月)までに下記担当までご連絡ください。

・山形県農林水産部農業技術環境課 TEL:023-630-2408
・新庄市農林課農業振興室 TEL:0233-29-5836

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業振興室 29-5836(直通)

よい 農業の 取組
GAP = Good Agricultural Practices

「適正な農業の取組で生産しよう！」
という取組のこと

令和5年度へい獣保冷库の年末年始の死亡獣蓄受付業務について

- 年末年始の受付日程について、原則「月・水・金」の受付ですが、令和5年の最終受付日は、**12月29日(金)**
令和6年の受付開始日は、**1月 1日(月)**となります。

●搬入時の留意点

- ①受付時間は午前10時～午後3時までです。
- ②搬入する際は、必ず「22-3838(エコプラザもがみ)」へ連絡してください。
- ③支払いは、つり銭のないようお願いします。
- ④96ヶ月齢以上の死亡牛は受け入れできません。
- ⑤大動物は、2人以上で搬入してください。
- ⑥へい獣を包敷する用具を携行し、すべて持ち帰ってください。

●へい獣処理手数料

区 分		金 額	
牛	生後3日以内	1頭につき	2,300円
	生後4日以上3ヵ月未満	1頭につき	12,000円
	生後3ヵ月以上24ヵ月未満	1頭につき	19,600円
	生後24ヵ月以上96ヵ月未満	1頭につき	28,400円
馬	生後3日以内	1頭につき	2,300円
	生後4日以上3ヵ月未満	1頭につき	5,900円
	生後3ヵ月以上	1頭につき	12,900円
豚	生後3日以内	1頭につき	2,300円
	生後4日以上3ヵ月未満	1頭につき	3,900円
	生後3ヵ月以上24ヵ月未満	1頭につき	4,400円
	生後24ヵ月以上	1頭につき	6,900円
山羊・めん羊	生後3日以内	1頭につき	2,300円
	生後4日以上	1頭につき	5,400円
鹿		1頭につき	5,400円

お問い合わせ:最上広域市町村圏事務組合 業務課 22-2674

県産米品質向上緊急対策事業費補助金について

令和5年産米は、出穂後の高温の影響で白未熟粒が多発し、品質が低下した。県産米の品質向上を目的に、玄米調整段階で白未熟粒を除去する色彩選別機の導入に係る経費を補助する。

○事業実施主体

(1)3戸以上の生産者で組織する団体

(法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めがあるものに限る。)

(2)農事組合法人

(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の4第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

(3)農事組合法人以外の農地所有適格法人

(農地法(昭和27年法律第299号)第2条第3項に規定する法人をいう。)

(4)農業協同組合

(5)米穀集荷団体

○補助対象

色彩選別機の本体。

ただし、着色粒・被害粒・未熟粒・死米等の不良米、もみ、異物を取り除く能力を有していて、処理量1.5/h以上のもの。

なお、既存所有機器の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新)は、補助の対象外とする。

○補助率等

(1)補助率 1/2 以内

(2)補助限度額 21,000 千円

○事業計画に定める目標

(1)水稻うるち品種作付面積(作業受託面積を含む)の現況値が10ha 以上で、補助事業に取り組むことで目標年度の水稲うるち品種作付面積(作業受託面積含む)が増加すること。

(2)目標年度の水稲うるち品種の1等米比率が、令和5年産米の水稲うるち品種の1等米比率より向上すること。

(3)目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

○申込みについて

本事業に申込み場合は、**令和6年1月25日(木)**までに、要望書の提出、事業計画の内容確認・提出を行う必要があります。

山形県ルーラルイノベーションセミナー

日 時: 令和6年1月11日(木)
14:00~16:00

会 場: 文翔館 議場ホール(先着約200名)
又はオンライン



申込方法: 下記 URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerlist_detail?tempstring=oecdseminar2023yamagata

申込期限: 現地会場での参加は先着順です。

【 プログラム 】

① 基調講演

■ OECD ドロテ・アラン・デュプレ 課長
「OECD の取組: 地域政策、農村政策の視点から」

② 県の取組み照会

■ 県 農林水産部 農村計画課長 草 大輔
「山形県の農山漁村地域づくりプランナーの取組」

③ 有識者の視点

■ 明治大学 小田切 徳美 教授 ※録画映像
「農村プロデューサーとルーラルイノベーション(地域づくり)」

④ Japan study の中間報告

■ OECD 野々村 圭造 分析官
「地域発ルーラルイノベーションに必要な農村プロデューサーの役割」

⑤ パネルディスカッション

「農村の未来を持続可能とするルーラルイノベーションとは」

■ パネラー: OECD CFE ドロテ・アラン・デュプレ 課長
OECD CEF 野々村 圭造 分析官
農林水産省 長田 恵理子 農村政策推進室長
山形県 高橋 信博 氏
山形県 末永 玲於 氏

■ 進行: 山形県農村計画課 草 大輔

【お問い合わせ先】 県農林水産部農村計画課 023-630-2509